

【瀬戸市議会基本条例制定までの経緯】

瀬戸市議会では、平成14年12月定例会から当時としては先進的であったインターネットによる本会議のライブ中継を開始、同時に本会議の会議録検索システムを導入するなど、市民に開かれた議会を目指した取り組みを始め、平成17年8月以降は各派代表者会において議会改革に関する議論を重ねてきました。

平成27年7月からは、議会改革に関する議論の場を議会運営委員会の諮問機関である議会改革推進委員会に移し、引き続き議会改革に取り組んでいるところです。

これまでの成果としては、本会議の録画中継の開始、常任委員会及び議会運営委員会の会議録検索システム導入、一般質問における一問一答方式の導入、議員間討議の実施、インターネットによる常任委員会のライブ中継、議会報告会と市民との意見交換会の開催、反問権の導入、全議員が委員として参画する広報広聴協議会の設置、請願者・陳情者による委員会での趣旨説明などがあります。

そうした中、平成18年に北海道の栗山町が全国初となる議会基本条例を制定したことを皮切りに、議会基本条例制定の動きが全国に広がり、多くの地方議会がこれに追随し始めました。

本市議会でも「議会基本条例を制定すべきでは」との声もありましたが、それよりもまず、「平成17年8月から継続的に取り組んでいる議会改革を進め、ある程度改革が進んだ段階で、その集大成として議会基本条例を制定し

てはどうか」との意見が大勢を占めたため、これまで議会基本条例の制定は見送ってきました。

しかしながら、本市議会ではこれまでの議会改革の中で、議会基本条例を成立させる3要件と言われる請願者・陳情者の意見陳述、議会報告会、議員間の自由討議に取り組んでおり、議員からも「議会改革の集大成として議会の最高規範である議会基本条例を制定すべきではないか」との意見が出されるようになってきました。

そこで、平成28年5月、議会改革推進委員会に代り新たに議会改革推進特別委員会を設置し、議会基本条例の制定に向けた協議を開始することにしました。

議会改革推進特別委員会では、先進事例も参考にしながら計15回の協議を重ね、別添のとおり議会基本条例の素案をまとめました。